

清水町地域福祉人材育成確保事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町がまちぐるみで進める地域福祉の展開を図るため、本町に所在する障害者総合支援法に基づく民間の障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）に対し、福祉資格取得に必要な経費の一部を助成することで、事業所における人材の確保、育成及び定着を推進することを目的とする。

(対象となる研修及び資格)

第2条 清水町地域福祉人材育成確保事業助成金（以下「助成金」という。）の対象となる研修及び資格（以下「研修等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護職員初任者研修
- (2) 介護福祉士実務者研修
- (3) 介護福祉士
- (4) 行動援護従事者養成研修
- (5) 社会福祉士

(対象事業所)

第3条 助成金の対象となる事業所は、前条各号に掲げる研修等を受講する者（以下「対象者」という。）が従事している（従事することが内定している者を含む。）事業所とする。

(対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 受講料
- (2) 受験料
- (3) 教材費
- (4) 町長が適当と認めた経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内とし、対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。ただし、国その他の機関から補助（奨学金等を含む。）を受けることができるときは、その金額を控除した額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業所（以下「申請者」という。）は、地域福祉人材育成確保事業助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 試験実施要項、資格講座案内資料等、研修等の内容及び経費の概要が分かるもの
- (2) 対象経費の内訳が確認できるもの
- (3) 就業証明書、内定証明書又は就業確約書
- (4) 他の補助金等の額が分かる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 助成金の申請は、第2条各号に定めるそれぞれの研修等につき1人1回限りとする。

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、地域福祉人材育成確保事業助成金交付決定(却下)通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による助成の決定に当たって、必要に応じ条件を付すことができるものとする。

(助成金の実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた申請者は、事業が完了した日から起算して30日以内若しくは当該年度3月31日のいずれか早い日までに地域福祉人材育成確保事業助成金実績報告書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費に係る領収証等の写し
- (2) 修了証書、資格証書等の写し
- (3) 他の補助金等の額が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(助成金の確定及び交付)

第9条 町長は、前条に規定により実績報告を受けたときは、その内容を精査した上で助成金額を確定し、申請者に対し、地域福祉人材育成確保事業助成金確定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(報告)

第10条 助成金の対象となった者が、事業所を退職したときは、退職報告書(別記様式第5号)により、町に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、地域福祉人材育成確保事業助成金返還命令書(別記様式第6号)により、既に交付した助成金のうち、次の各号に定める額の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な方法により助成金の交付を受けたときは、次に定める額
 - ア 助成金交付額の全額
- (2) 対象者が資格取得後2年以内に退職(疾病等その他やむを得ない理由であると町が認めた場合を除く。)したときは、次に定める額
 - ア 1年未満の退職 助成金交付額の全額
 - イ 1年以上2年以内の退職 助成金交付額の2分の1の額

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。